

平成 30 年度第 1 回松前町総合教育会議 議事録

- 1 日 時 平成 30 年 5 月 24 日（木）午後 2 時 25 分～午後 2 時 37 分
- 2 場 所 松前町役場 3 階 301 会議室
- 3 出席者 <松 前 町>岡本町長
<教育委員会>本馬教育長、坪内教育委員、渡部教育委員、
郷田教育委員、村上教育委員、
仲島教育委員会事務局長、中村社会教育課長補佐
<関 係 者>大川健康課長、金子健康課長補佐
<事 務 局>和田総務課長、平村総務課長補佐、
総務課：友田企画政策係長、田中主任
- 4 議 事 (1) 松前町教育委員会に対する補助執行に関する事務の協議について

5 議事内容

【総務課長】

ただ今から、平成 30 年度第 1 回松前町総合教育会議を開催いたします。

それでは会次第によりまして進めてさせていただきたいと思います。はじめに、岡本町長が開会の御挨拶を申し上げます。

【町長】

みなさんこんにちは。

麦刈りや田植えの準備でお忙しいところ、総合教育会議に御出席をいただきましてありがとうございます。

本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 の規定に基づきまして、町長と教育委員会との間で事務の調整が必要な事項として、町長の権限に属する事務を教育委員会の事務職員に補助執行をしていただくことにつきまして、調整をしていただく協議のための会議を開催させていただきました。具体的には、老人憩いの家の管理についての補助執行をお願いしたいということでございます。どうぞ、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げまして、あいさつといたします。

【総務課長】

それではさっそく議題に入りますが、松前町総合教育会議設置要綱第 6 条では、会議の公開を規定しており、本会議は公開するものとされております。

本日は、傍聴希望者がおりませんので御報告いたします。

それでは、松前町総合教育会議設置要綱第 4 条第 1 項の規定によりまして、町長が議長となります。この後の会の進行は岡本町長をお願いいたします。

【町長】

それでは議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず議事に入ります前に、設置要綱第 7 条第 2 項の規定により、議長が議事録に署名する構成員 2 人の指名を行います。渡部委員と村上委員の 2 名を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速議題に入ります。まず議題 1 の松前町教育委員会に対する補助執行に関する事務の協議について事務局の説明をしてください。

(1) 松前町教育委員会に対する補助執行に関する事務の協議について

【総務課長】

1 ページの(参考資料1)をお願いします。

町長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員をして補助執行させることにつきましては、地方自治法第180条の2の規定に基づき、町長と教育委員会で協議を行い、2 ページの(参考資料2)にありますとおり、松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則を定めています。

今回、町長の権限に属する事務のうち、「松前町老人憩の家の管理に関する事務」について、松前町教育委員会に対する補助執行に関する事務の協議を行うものです。

3 ページの(参考資料3)では、松前町事務分掌規則を抜粋したものを示しておきまして、この規則第2条に組織、第3条に課等の事務分掌を規定しています。松前町老人憩の家の管理に関する事務の所管につきましては、分掌事務の別表、保健福祉部健康課の地域包括支援センター係の1番目に、「高齢者福祉に関すること」と規定があり、ここに、松前町老人憩の家の管理に関する事務が含まれますので、健康課となります。

5 ページの(参考資料4)では、松前町老人憩の家設置条例をお示ししています。条例第2条の規定のとおり、現在、松前町では、各校区に老人憩の家を設置して、老人の健康の増進と教養の向上を図っています。

このうち、松前老人憩の家は、老朽化が進んでいることから、現在、実施をしております松前町西公民館の耐震補強工事と併せて、松前老人憩の家を複合施設として一体的に整備しており、耐震補強・整備工事の終了後、本年9月に松前町西公民館内に移転する予定です。

移転後は、西公民館と松前老人憩の家を一体的に管理することで、老人憩の家の利用者の利便性が向上するほか、効率的な施設管理が可能となります。

そこで、松前町老人憩の家の管理に関する事務を教育委員会事務局職員が執行できるようにするため、松前町教育委員会事務局職員に対する補助執行について、地方自治法第180条の2の規定に基づく協議を行うものであります。

なお、東公民館内にある北伊予老人憩の家、北公民館内にある岡田老人憩の家につきましては、既に、教育委員会の事務を補助する職員が老人憩の家の管理を行っておりまして、今回、松前老人憩の家の移転に併せて、手続き上の整理を行います。

以上のことから、教育委員会に対する補助執行事務に、松前町老人憩の家の事務を加えることについて、協議をお願い申し上げます。

本日の協議が整いましたら、文書による協議を行った後、松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則を改正して、松前町老人憩の家の管理に関する事務をこの規則に追加して、教育委員会で事務を行って頂くこととなります。以上で説明を終わります。

【町長】

ただいまの事務局の説明に対しまして、御質問や御意見がありましたら、よろしく願いいたします。

【教育委員会事務局長】

資料3ページの別表にある高齢者福祉に関することというのは、老人憩の家に関することだけですか。

【健康課長】

高齢者福祉に関することですので、老人憩の家に関することだけではなく、例えば敬老会に関すること等も含まれる。

【教育委員会事務局長】

ということは、敬老会に関する業務を教育委員会で行うようになるのか。

【健康課長】

そうではない。高齢者福祉に関すること全てではなく、今回は、老人憩の家の管理に関する事務を補助執行することについてお願いするものである。

【町長】

総務課長の説明にもありましたが、東公民館と北公民館にそれぞれ老人憩の家が設けられておりまして、それについても手続きは踏まえてないけれど、現実的には、公民館の職員が管理をいただいております実態があります。今回、西公民館に老人憩の家ができることで、協議をした上できちんとした整理をするもので、失念のあった部分がありましたことはおわび申し上げます。

【郷田委員】

今回、西公民館と松前老人憩の家の管理を教育委員会が行うということにおいて、あとの二つの老人憩の家の管理も一緒に整理しなোসということですか。

【町長】

そうです。

【郷田委員】

効率的な管理ができることは、財政上も都合のいいことであり、私は賛成です。

【町長】

ありがとうございます。それでは、御意見もないようですので、協議が整ったということで以後の事務を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、せっかくの機会ですので、委員の皆さまとそのほか意見の交換を行いたいと思いますがいかがでしょうか。

【町長】

意見もないようですので、本日の議事を終了させていただきます。事務局に進行をお返しします。

【総務課長】

皆様、本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。本会議の結果につきましては、改めて事務局で議事録を作成し、御確認の上、御署名をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上を持ちまして、平成30年度第1回松前町総合教育会議を終了いたします。お疲れ様でした。